

後期高齢者医療制度のお知らせ

◆高額介護合算療養費について

後期高齢者医療保険と介護保険の両方を利用している世帯の自己負担を軽減する制度です。
同じ世帯にある加入者全員の1年間に支払った医療費と介護サービス費の自己負担額合計が表の基準額を超えた場合、その超えた額が高額介護合算療養費として支給されます。

【1年分の自己負担額の計算期間＝令和4年8月1日～令和5年7月31日】

負担割合	区分		自己負担額基準額
3割	現役Ⅲ	住民税の課税所得 690 万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	212 万円
	現役Ⅱ	住民税の課税所得 380 万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	141 万円
	現役Ⅰ	住民税の課税所得 145 万円以上の被保険者と、同一世帯にいる被保険者の方	67 万円
2割	一般Ⅱ	住民税課税世帯で同一世帯に課税所得 28 万円以上の被保険者の方がいる場合に、「年金収入＋年金以外の合計所得金額」が ●被保険者が1人の世帯 → 200 万円以上 ●被保険者が2人以上の世帯→ 320 万円以上 の方	56 万円
1割	一般Ⅰ	住民税課税世帯で一般Ⅱ（2割）に該当しない方	
	住民税非課税世帯 区分Ⅱ	区分Ⅰに該当しない方	31 万円
	区分Ⅰ	世帯全員の所得が0円（公的年金控除は80万円を適用。給与所得がある場合は、給与所得金額から10万円を控除）または老齢福祉年金を受給している方	19 万円

※後期高齢者医療保険と介護保険の両方に自己負担額がある場合のみ対象となります。

※支給額が500円以下の場合には支給されません。

◆申請手続きについて

令和4年8月1日から令和5年7月31日までの期間について支給の対象となる方には、北海道後期高齢者医療広域連合より令和6年3月から4月までに申請のご案内があります。なお、手続きには窓口への申請が必要です。

問合先

北海道後期高齢者医療広域連合 Tel.011-290-5601
保険医療課（市役所1階）6番窓口 Tel.28-8018



みんなチェック！最低賃金 北海道最低賃金



北海道内の事業場で働くすべての労働者（会社員、パート、アルバイトの方、学生さんなど働くすべての方）およびその使用者に適用される北海道最低賃金は令和5年10月に改定されています。

最低賃金額

時間額

960 円

○最低賃金には、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、臨時に支払われる賃金および時間外等割増賃金は算入されません。

○最低賃金額以上の賃金を支払わない場合は、最低賃金法違反として処罰されることがあります。

○特定の産業（「処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業」、「鉄鋼業」、「電子部品・デバイス・電子回路・電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「船舶製造・修理業、船体ブロック製造業」）で働く方には北海道の特定（産業別）最低賃金が適用されます。

問合先

厚生労働省 北海道労働局 滝川労働基準監督署 Tel.24-7361